東京証券取引所等における取引時間の変更に伴う
「業務方法書」等の一部改正について

## I.　改正趣旨

株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社東京商品取引所の上場現物及び上場デリバティブ市場の取引時間の変更に伴い、業務方法書等について別紙のとおり所要の改正を行う。

## II.　改正概要

| | （備　考） |
|---|---|
| １．上場デリバティブの建玉移管の申告及び承認の申請時限の変更<br>・　建玉の移管を行おうとする日の午後２時３０分までとする。 | ・業務方法書第７３の４４条、業務方法書の取扱い第５１条及び商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い第１７条 |
| ２．大阪取引所の取引時間にあわせた変更<br>・　指数先物取引の清算数値及びオプション取引の清算価格を定めるにあたり参照する期間を、取引時間にあわせて変更する。 | ・業務方法書の取扱い第２０条の８、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第２条、同第２条の５及び同第４条 |
| ３．その他<br>・　その他所要の改正を行う。 | |

## III.　施行日

１．２０２４年１１月５日から施行する。

２．前１．にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、２０２４年１１月５日以後の当社が定める日から施行する。

以　上

東京証券取引所等における取引時間の変更に伴う「業務方法書」等の一部改正について

目次

(ページ)


1　業務方法書の一部改正新旧対照表 ･････････････････････････････････････････････････　1

2　業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表･････････････････････････････････････････　2

3　手数料に関する規則の一部改正新旧対照表･････････････････････････････････････････　4

4　先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表･･　6

5　商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表 ･････････････　１０

業務方法書の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （建玉の移管）<br>第７３条の４４　この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に先物・オプション取引の未決済約定（現物先物取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が定める限月取引をいう。）の当該取引最終日から起算して２日目の午後１時以降の当該限月取引に係る未決済約定、商品先物取引及び商品先物オプション取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第６号の２及び第６号の３の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第６号の２及び第６号の３の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が定める限月取引をいう。）の当該取引最終日の午後２時３０分より後の当該限月取引に係る未決済約定並びにクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この章において同じ。）を引き継ぐことができる。<br>２～５　（略）<br><br>付　則<br>１　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。<br>２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年１１月５日以後の当社が定める日から施行する。 | （建玉の移管）<br>第７３条の４４　この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に先物・オプション取引の未決済約定（現物先物取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が定める限月取引をいう。）の当該取引最終日から起算して２日目の午後１時以降の当該限月取引に係る未決済約定、商品先物取引及び商品先物オプション取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第６号の２及び第６号の３の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第６号の２及び第６号の３の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が定める限月取引をいう。）の当該取引最終日の午後２時以降の当該限月取引に係る未決済約定並びにクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この章において同じ。）を引き継ぐことができる。<br><br>２～５　（略） |

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （連続する祝日取引実施日における指標の算出方法等）<br>第９条の６　（略）<br>２　業務方法書第２９条の６第１項第１号に定める当社が定める判定時刻は午後４時、同項第２号に定める当社が期限として定める時刻は午前１１時とする。<br>３・４　（略） | （連続する祝日取引実施日における指標の算出方法等）<br>第９条の６　（略）<br>２　業務方法書第２９条の６第１項第１号に定める当社が定める判定時刻は１６時、同項第２号に定める当社が期限として定める時刻は１１時とする。<br>３・４　（略） |
| （指数先物取引の清算数値）<br>第２０条の８　業務方法書第７３条の２１に規定する当社が定める清算数値は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。<br>（１）　指数先物取引（次号に掲げるものを除く。）<br>ａ　次のｂ及びｃに掲げるもの以外の指数先物取引<br>当該取引日の指数先物取引の約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。）のうち午後３時３０分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第２に定める方法により算出する当該限月取引等に係る理論価格及び当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。<br>ｂ・ｃ　（略）<br>（２）　（略） | （指数先物取引の清算数値）<br>第２０条の８　業務方法書第７３条の２１に規定する当社が定める清算数値は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。<br>（１）　指数先物取引（次号に掲げるものを除く。）<br>ａ　次のｂ及びｃに掲げるもの以外の指数先物取引<br>当該取引日の指数先物取引の約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。）のうち午後３時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合には、当該取引日の終了する日における最終の取引対象指数の数値に基づき別表第２に定める方法により算出する当該限月取引等に係る理論価格及び当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。<br>ｂ・ｃ　（略）<br>（２）　（略） |
| （建玉の移管の申請時限等）<br>第５１条　業務方法書第７３条の４４第２項及び第５項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の午後２時３０分までとする。<br>２　（略） | （建玉の移管の申請時限等）<br>第５１条　業務方法書第７３条の４４第２項及び第５項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の午後２時までとする。<br>２　（略） |

| | |
|---|---|
| 付　　則<br>１　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。<br>２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年１１月５日以後の当社が定める日から施行する。 | |

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="4">新</th><th colspan="4">旧</th></tr>
<tr><td colspan="4">別表<br>清算手数料の算出の基準及び清算手数料率<br>１　業務方法書第３条第２項第１号、第７号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</td><td colspan="4">別表<br>清算手数料の算出の基準及び清算手数料率<br>１　業務方法書第３条第２項第１号、第７号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">清算対象取引の区分</td><td>算出の基準</td><td>清算手数料率</td><td colspan="2">清算対象取引の区分</td><td>算出の基準</td><td>清算手数料率</td></tr>
<tr><td>業務方法書第３条第２項第１号、第１０号、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の</td><td>債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券</td><td>債務の引受けの額</td><td>ａ　次の（ａ）及び（ｂ）に定める額の合計額。<br>（ａ）　業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買<br><br>当社が当該月（当該月の前月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。）の午後６時より後を含み、当該月の末日の午後６時より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて成立した取引分については、当該月の初日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から起算して３営業日目を決済日とする取引が行われ</td><td>業務方法書第３条第２項第１号、第１０号、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の</td><td>債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券</td><td>債務の引受けの額</td><td>ａ　次の（ａ）及び（ｂ）に定める額の合計額。<br>（ａ）　業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買<br><br>当社が当該月（当該月の前月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。）の午後５時３０分より後を含み、当該月の末日の午後５時３０分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて午後４時３０分以降に開始する市場において成立した取引分については、当該月の前月の末日の午後４時３０分より後を含み、当</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 権利行使により成立する対象有価証券の売買 | | | る時間を含み、当該月の末日から起算して４営業日目を決済日とする取引が行われる時間を除く。以下この項において同じ。）に引き受けた債務の額（当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金（以下この項において「当該月の債務引受額等」という。）に万分の０．０４を乗じた額。<br>（ｂ）　（略）<br>ｂ　（略） |
| | | （略） | |
| | （略） | | |
| （略） | | | |

（注）　（略）

２　（略）

付　則

１　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年１１月５日以後の当社が定める日から施行する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 権利行使により成立する対象有価証券の売買 | | | 該月の末日の４時３０分より後を除く。以下この項において同じ。）に引き受けた債務の額（当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金（以下この項において「当該月の債務引受額等」という。）に万分の０．０４を乗じた額。<br>（ｂ）　（略）<br>ｂ　（略） |
| | | （略） | |
| | （略） | | |
| （略） | | | |

（注）　（略）

２　（略）

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （オプション取引に係る清算価格）<br>第２条　取引証拠金規則第７条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　日経平均（日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。）に係るオプション取引の各銘柄<br>次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該ａ及びｂの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。<br>ａ　午後３時３０分から当該指定市場開設者が定める当該オプション取引の日中立会の終了時までにおいて立会による約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この号において同じ。）がある場合<br>当該約定値段のうち最終の約定値段<br>ｂ　（略）<br>（３）　（略） | （オプション取引に係る清算価格）<br>第２条　取引証拠金規則第７条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　日経平均（日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。）に係るオプション取引の各銘柄<br>次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該ａ及びｂの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。<br>ａ　午後３時から当該指定市場開設者が定める当該オプション取引の日中立会の終了時までにおいて立会による約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この号において同じ。）がある場合<br>当該約定値段のうち最終の約定値段<br>ｂ　（略）<br>（３）　（略） |
| （日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等）<br>第２条の５　（略）<br>２・３　（略）<br>４　取引証拠金規則第２０条の４に規定する当社が定める日中清算数値のうち指数先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。<br>（１）　業務方法書の取扱い第２０条の８（同条第１項第２号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第２０条の４の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第２０条の８第１項第１号ａ中「午 | （日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等）<br>第２条の５　（略）<br>２・３　（略）<br>４　取引証拠金規則第２０条の４に規定する当社が定める日中清算数値のうち指数先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。<br>（１）　業務方法書の取扱い第２０条の８（同条第１項第２号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第２０条の４の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第２０条の８第１項第１号ａ中「午 |

後３時３０分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前１０時４５分から午前１１時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前１１時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、ＦＴＳＥ中国５０インデックス（Ｓｔｏｃｋ Ｅｘｃｈａｎｇｅ ｏｆ Ｈｏｎｇ Ｋｏｎｇ Ｌｉｍｉｔｅｄに上場されている銘柄のうちＦＴＳＥ Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ Ｌｉｍｉｔｅｄが選定した５０銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、ＦＴＳＥ Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ Ｌｉｍｉｔｅｄが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日の翌日までにＴｈｅ Ｂｏａｒｄ ｏｆ Ｔｒａｄｅ ｏｆ ｔｈｅ Ｃｉｔｙ ｏｆ Ｃｈｉｃａｇｏ，Ｉｎｃ．が開設する外国金融商品市場において取引されているＮＹダウ（Ｓ＆Ｐ Ｄｏｗ Ｊｏｎｅｓ Ｉｎｄｉｃｅｓ ＬＬＣが算出するＤｏｗ Ｊｏｎｅｓ Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ Ａｖｅｒａｇｅをいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはＴａｉｗａｎ Ｆｕｔｕｒｅｓ Ｅｘｃｈａｎｇｅ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数（Ｔａｉｗａｎ Ｓｔｏｃｋ Ｅｘｃｈａｎｇｅ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが算出する台湾証券取引所 発行量加権指数をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合又は当該取引最終日の終了する日の米

後３時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前１０時４５分から午前１１時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前１１時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、ＦＴＳＥ中国５０インデックス（Ｓｔｏｃｋ Ｅｘｃｈａｎｇｅ ｏｆ Ｈｏｎｇ Ｋｏｎｇ Ｌｉｍｉｔｅｄに上場されている銘柄のうちＦＴＳＥ Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ Ｌｉｍｉｔｅｄが選定した５０銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、ＦＴＳＥ Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ Ｌｉｍｉｔｅｄが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日の翌日までにＴｈｅ Ｂｏａｒｄ ｏｆ Ｔｒａｄｅ ｏｆ ｔｈｅ Ｃｉｔｙ ｏｆ Ｃｈｉｃａｇｏ，Ｉｎｃ．が開設する外国金融商品市場において取引されているＮＹダウ（Ｓ＆Ｐ Ｄｏｗ Ｊｏｎｅｓ Ｉｎｄｉｃｅｓ ＬＬＣが算出するＤｏｗ Ｊｏｎｅｓ Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ Ａｖｅｒａｇｅをいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはＴａｉｗａｎ Ｆｕｔｕｒｅｓ Ｅｘｃｈａｎｇｅ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数（Ｔａｉｗａｎ Ｓｔｏｃｋ Ｅｘｃｈａｎｇｅ Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが算出する台湾証券取引所 発行量加権指数をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合又は当該取引最終日の終了する日の米国における該当

国における該当日に、ＣＭＥ Ｇｒｏｕｐ Ｐｅｔｒｏｌｅｕｍ Ｉｎｄｅｘ（ＮＹＭＥＸに上場するＮＹＭＥＸ ＷＴＩ Ｃｒｕｄｅ Ｏｉｌ Ｆｕｔｕｒｅｓ、ＮＹＭＥＸ ＮＹ Ｈａｒｂｏｒ ＲＢＯＢ Ｇａｓｏｌｉｎｅ Ｆｕｔｕｒｅｓ及びＮＹＭＥＸ ＮＹ Ｈａｒｂｏｒ ＵＬＳＤＦｕｔｕｒｅｓの３商品から構成される指数であって、ＣＭＥ Ｇｒｏｕｐが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第４条第３項第１号において同じ。）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

（２）　（略）

５　（略）

（緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用）

第４条　（略）

２・３　（略）

４　取引証拠金規則第２３条に規定する当社が定める緊急清算数値のうち指数先物取引に係る緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

（１）　業務方法書の取扱い第２０条の８（同条第１項第２号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第２３条の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第２０条の８第１項第１号中「午後３時３０分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午後０時４５分から午後１時まで」と、「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午後１時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日におい

日に、ＣＭＥ Ｇｒｏｕｐ Ｐｅｔｒｏｌｅｕｍ Ｉｎｄｅｘ（ＮＹＭＥＸに上場するＮＹＭＥＸ ＷＴＩＣｒｕｄｅ Ｏｉｌ Ｆｕｔｕｒｅｓ、ＮＹＭＥＸ ＮＹ Ｈａｒｂｏｒ ＲＢＯＢＧａｓｏｌｉｎｅ Ｆｕｔｕｒｅｓ及びＮＹＭＥＸ ＮＹ Ｈａｒｂｏｒ ＵＬＳＤＦｕｔｕｒｅｓの３商品から構成される指数であって、ＣＭＥ Ｇｒｏｕｐが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第４条第３項第１号において同じ。）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

（２）　（略）

５　（略）

（緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用）

第４条　（略）

２・３　（略）

４　取引証拠金規則第２３条に規定する当社が定める緊急清算数値のうち指数先物取引に係る緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

（１）　業務方法書の取扱い第２０条の８（同条第１項第２号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第２３条の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第２０条の８第１項第１号中「午後３時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午後０時４５分から午後１時まで」と、「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午後１時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当

| | |
|---|---|
| ては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。<br>（２）　（略）<br>５　（略）<br><br>付　則<br>１　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。<br>２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年１１月５日以後の当社が定める日から施行する。 | 社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。<br>（２）　（略）<br>５　（略） |

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （帳入値段）<br>第１５条　業務方法書第５７条に規定する当社が定める帳入値段は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。<br>（１）　（略）<br>（２）　業務方法書第３条第３号及び第４号に掲げる市場<br>ａ　１の計算区域の午後１時から日中立会終了までの間（納会日における当月限にあっては、日中立会の間）における加重平均値段（指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段）とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段（当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段）とする。<br>ｂ　（略）<br>（３）　（略） | （帳入値段）<br>第１５条　業務方法書第５７条に規定する当社が定める帳入値段は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。<br>（１）　（略）<br>（２）　業務方法書第３条第３号及び第４号に掲げる市場<br>ａ　１の計算区域の午後１時から午後３時までの間（納会日における当月限にあっては、午前９時から午後３時までの間）における加重平均値段（指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段）とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段（当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段）とする。<br>ｂ　（略）<br>（３）　（略） |
| （建玉の移管の申請時限等）<br>第１７条　業務方法書第６６条第２項及び第５項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の午後２時３０分までとする。<br>２　（略） | （建玉の移管の申請時限等）<br>第１７条　業務方法書第６６条第２項及び第５項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の午後２時までとする。<br>２　（略） |
| 付　則<br>１　この改正規定は、令和６年１１月５日から施行する。<br>２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年１１月５日以後の当社が定める日から施行する。 | |